

令和4年 3月 定例教育委員会

日時 令和4年3月28日(月)13:30～

場所 鳥取市役所本庁舎6階 第5会議室

次 第

- 行事報告及び行事予定について [教育総務課] P. 2

【審議事項】

- (1) 議案第4号 鳥取市多目的スポーツ広場の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について [生涯学習・スポーツ課] P. 4
(2) 議案第5号 鳥取市文化財の指定解除について [文化財課] P. 11

【説明・協議事項】

- (1) 鳥取市福祉文化会館のあり方について [生涯学習・スポーツ課] P. 15

【報告事項】

- (1) 2月定例市議会一般質問等教育長・局長答弁要旨について [各課] 当日配布
(2) 令和4年度4月職員人事異動等について [教育総務課] 当日配布
(3) 学校・児童クラブ等における新型コロナウイルス感染症の対応について [学校教育課] 当日配布

【その他】

- (1) 歴史文化基本構想 報告書の刊行について
(2) 主幹教諭について
(3) 体験的学習活動等休業日について
(4) 次期定例教育委員会の開催について
[4月] 令和4年4月22日(金) 13:30～鳥取市役所本庁舎6階 第5会議室
[5月] 令和4年5月27日(金) 13:30～鳥取市役所本庁舎6階 第5会議室
(5) 令和4年度教育委員研修関係 (文部科学省主催)
① 市町村教育委員会研究協議会
第2ブロック (西日本) 令和4年10月31日(月)・11月1日(火)
長崎県長崎市内 (予定)
② 都道府県・指定都市教育委員研究協議会
令和5年1月20日(金) オンライン開催 (対象: 令和3年8月1日以降、新たに委員となった方)
③ 市町村教育委員研究協議会
第1回 令和4年7月28日(木) オンライン開催
第2回 令和4年9月8日(木) オンライン開催
第3回 令和4年12月23日(金) 兵庫県神戸市 (予定)
第4回 令和5年2月10日(金) 文部科学省 (予定)

① 行事報告（3月1日～3月28日）

3月	1	(火)		
	2	(水)		
	3	(木)	河原町みたき大学第5回講座・閉講式	中止
	4	(金)		
	5	(土)	河原地域ソフトバレーボール大会	中止
			カルチャー教室作品展（～3/31）	因幡万葉歴史館
	6	(日)		
	7	(月)		
	8	(火)		
	9	(水)		
	10	(木)		
	11	(金)		
	12	(土)		
	13	(日)		
	14	(月)		
	15	(火)	さじアストロパーク管理運営委員会	さじアストロパーク
	16	(水)	期間展示「第28回星景写真コンテスト入賞作品展(～6月12日)」	さじアストロパーク
	17	(木)		
	18	(金)	2月市議会定例会 閉会	
	19	(土)	ミュージアムコンサート	鳥取市歴史博物館
			おもてなしイベント（～3/20）	鳥取市歴史博物館
			占領期の鳥取を学ぶ会	鳥取市歴史博物館
	20	(日)		
	21	(月)	エネルギー体験教室	さじアストロパーク
	22	(火)		
	23	(水)		
	24	(木)		
			音読教室	青谷町総合支所
25	(金)	社会教育委員会議	本庁舎6階第6～7会議室	
26	(土)			
27	(日)	お花見ウィークin旧美歎水源地（～4月3日）	旧美歎水源地水道施設	
28	(月)	3月定例教育委員会	本庁舎6階第5会議室	

② 行事予定（3月29日～4月22日）

3月	29	(火)		
	30	(水)		
	31	(木)	教育委員会事務局辞令交付式	本庁舎5階第2会議室
4月	1	(金)	教育委員会事務局辞令交付式	本庁舎5階第2会議室
			公民館長辞令交付式	本庁舎6階第5～8会議室
	2	(土)		
	3	(日)		
	4	(月)		
	5	(火)		
	6	(水)		
	7	(木)		
	8	(金)		
	9	(土)	岩合光明写真展「世界のネコ歩き」(～5/22)	鳥取市歴史博物館
	10	(日)		
	11	(月)	鳥取市教育行政懇談会	白兔会館
	12	(火)		
	13	(水)	みんなで楽しむ音読教室	中央図書館
	14	(木)		
	15	(金)		
	16	(土)	むかしの農具・道具～これなーんだ！？(～5/22)	あおや郷土館
	17	(日)		
	18	(月)		
	19	(火)		
20	(水)	鳥取県市町村教育委員会研究協議会理事会	ホテルセントパレスホテル倉吉	
21	(木)			
22	(金)	4月定例教育委員会	本庁舎6階第5会議室	

審議事項（１）

3月定例教育委員会資料 資料	
年月日	令和4年3月28日
担当課	生涯学習・スポーツ課

鳥取市多目的スポーツ広場の設置及び管理に関する条例施行規則
の一部を改正する規則案要綱

1 改正の目的

平成28年度に廃止した鳥取市スケートボード場の代替施設として、鳥取市幸町スケートボード場を設置するため、条例施行規則の一部を改正することを目的とします。

2 改正の内容

鳥取市幸町スケートボード場の休場日及び開場時間について規定することとします。（第2条関係）

3 施行期日

この規則は、令和4年4月1日から施行することとします。

議案第4号

鳥取市多目的スポーツ広場の設置及び管理に関する条例施行規則の一部
改正について

鳥取市多目的スポーツ広場の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を次のよう
に改正する。

令和4年3月28日提出

鳥取市教育委員会

教育長 尾 室 高 志

鳥取市多目的スポーツ広場の設置及び管理に関する条例施行規則の一部
を改正する規則

鳥取市多目的スポーツ広場の設置及び管理に関する条例施行規則（平成16年鳥取
市教育委員会規則第23号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「

鳥取市大和スポーツ広
場

ア 4月1日から1
0月30日までの日
午前8時から午後6
時30分まで
イ 11月1日から
翌年3月31日まで
の日 午前8時から
午後5時まで

を

」

鳥取市大和スポーツ広場	ア 4月1日から10月30日までの日 午前8時から午後6時30分まで イ 11月1日から翌年3月31日までの日 午前8時から午後5時まで
鳥取市幸町スケートボード場	午前9時から午後9時まで

に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

提案理由

鳥取市幸町スケートボード場を設置するためである。

鳥取市多目的スポーツ広場の設置及び管理に関する条例施行規則（平成16年教育委員会規則第23号）新旧対照表

改正後			改正前		
<p>○鳥取市多目的スポーツ広場の設置及び管理に関する条例施行規則</p> <p>第1条（略）</p> <p>（休場日及び開場時間）</p> <p>第2条 鳥取市多目的スポーツ広場（以下「広場」という。）の休場日及び開場時間は、次のとおりとする。ただし、鳥取市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認めたとき又は指定管理者が必要と認めた場合で、あらかじめ教育委員会の承認を受けたときは、これを変更することができる。</p>			<p>○鳥取市多目的スポーツ広場の設置及び管理に関する条例施行規則</p> <p>第1条（略）</p> <p>（休場日及び開場時間）</p> <p>第2条 鳥取市多目的スポーツ広場（以下「広場」という。）の休場日及び開場時間は、次のとおりとする。ただし、鳥取市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認めたとき又は指定管理者が必要と認めた場合で、あらかじめ教育委員会の承認を受けたときは、これを変更することができる。</p>		
施設の名称	休場日	開場時間	施設の名称	休場日	開場時間
鳥取市美穂スポーツ広場	12月29日から翌年の1月3日までの日	午前6時から午後7時まで	鳥取市美穂スポーツ広場	12月29日から翌年の1月3日までの日	午前6時から午後7時まで
鳥取市大和スポーツ広場		<p>ア 4月1日から10月30日までの日 午前8時から午後6時30分まで</p> <p>イ 11月1日から翌年3月31日まで</p>	鳥取市大和スポーツ広場		<p>ア 4月1日から10月30日までの日 午前8時から午後6時30分まで</p> <p>イ 11月1日から翌年3月31日まで</p>

		での日 午前8時から午後5時まで			での日 午前8時から午後5時まで	
鳥取市幸町スケートボード場		午前9時から午後9時まで	鳥取市国府町大茅スポーツ広場		午前6時から午後7時まで	
鳥取市国府町大茅スポーツ広場		午前6時から午後7時まで	鳥取市国府町成器スポーツ広場			
鳥取市国府町成器スポーツ広場			鳥取市国府町運動場			
鳥取市国府町運動場			鳥取市国府町美歎運動場			
鳥取市国府町美歎運動場			鳥取市国府町荒舟運動場			
鳥取市国府町荒舟運動場			鳥取市国府町高岡運動場			
鳥取市国府町高岡運動場			鳥取市国府町麻生運動場			
鳥取市国府町麻生運動場			鳥取市国府町三代寺運動場			
鳥取市国府町三代寺運動場			鳥取市国府町谷運動場			
鳥取市国府町谷運動場			鳥取市福部町グラウンド	ア 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日 イ 12月29日から翌年の1月3日までの日		午前8時30分から午後7時まで
鳥取市福部町グラウンド	ア 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日 イ 12月29日から翌年の1月3日までの日		午前8時30分から午後7時まで	鳥取市河原町湯谷スポーツ広場		12月29日から翌年の1月3日までの日

鳥取市河原町湯谷スポーツ 広場	1 2 月 2 9 日 から 翌 年 の 1 月 3 日 まで の 日	午前 6 時 から 午後 8 時 まで	鳥取市河原町八上スポーツ 広場		
鳥取市河原町八上スポーツ 広場			鳥取市河原町河原スポーツ 広場		
鳥取市河原町河原スポーツ 広場			鳥取市河原町国英スポーツ 広場		
鳥取市河原町国英スポーツ 広場			鳥取市河原町天神原スポー ツ広場		
鳥取市河原町天神原スポー ツ広場			鳥取市河原町稲常グラウン ドゴルフ場		
鳥取市河原町稲常グラウン ドゴルフ場			鳥取市河原町総合運動場		
鳥取市河原町総合運動場			鳥取市用瀬町興徳運動広場		
鳥取市用瀬町興徳運動広場			鳥取市用瀬町社スポーツ広 場		
鳥取市用瀬町社スポーツ広 場			鳥取市用瀬町屋住運動広場		
鳥取市用瀬町屋住運動広場			鳥取市気高町運動場		
鳥取市気高町運動場	午前 8 時から午後 6 時まで	鳥取市青谷町勝部第 2 グラ ウンド	午前 9 時から午後 1 0 時まで	午前 8 時から午後 6 時まで	
鳥取市青谷町勝部第 2 グラ ウンド	午前 8 時から午後 6 時まで	鳥取市青谷町中郷グラウン ド			

鳥取市青谷町中郷グラウンド		鳥取市青谷町日置グラウンド	
鳥取市青谷町日置グラウンド		鳥取市青谷町日置谷グラウンド	
鳥取市青谷町日置谷グラウンド		鳥取市青谷町グラウンド	午前9時から午後10時まで
鳥取市青谷町グラウンド	午前9時から午後10時まで	鳥取市青谷町グラウンドゴルフ場	午前7時から午後7時まで
鳥取市青谷町グラウンドゴルフ場	午前7時から午後7時まで		
<p>第3条～第10条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p>様式第1号～様式第5号 (略)</p>		<p>第3条～第10条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p>様式第1号～様式第5号 (略)</p>	

審議事項（２）

3月定例教育委員会資料	
年月日	令和4年3月28日
担当課	文化財課

市指定文化財三角山神社本殿（令和4年2月滅失）の指定解除について

【指定を解除する文化財の概要】

鳥取市指定文化財 三角山神社本殿

所在地	鳥取市用瀬町用瀬
指定年月日	昭和51年10月1日 市指定
概要	 <p>もとは峯錫坊権現とっていたが、明治元年（1868）三角山神社と名前を変え、明治5年（1872）東井神社の摂社となる。本殿は、三角山（通称頭巾山）516mの山頂にある。</p> <p>言い伝えによると、在原行平が宮原から菖蒲（鳥取市菖蒲）に転住の折、当社に参拝して、「ゆきさきを みすみのやまをたのむには これをぞかみにたむけつつゆく」と献詠したと伝えられている由緒のある神社である。また、女人禁制の山で戦前までは女性は女人堂までしか詣でられなかった。</p> <p>現本殿は弘化2年（1845）に建てられたものであるが、明治40年（1907）に東向きの本殿を西向きに建て替えた。</p> <p>本殿の周囲には、影石、重石、富士石、天狗石、万灯石と名付けられる巨石が見られる。</p>

【滅失の経過】

- ① 令和4年2月12日（土）
15時頃、登山者より用瀬総合支所の当直に「三角山神社の社殿が焼失している」との連絡あり。積雪もあり日没が近いので、当日は確認に行けず
- ② 令和4年2月13日（日）
所有者（宮司）・関係者及びボランティア4名同行の上、八頭消防署用瀬出張所・智頭警察署が現状を確認。
※市長・副市長・教育長・副教育長に報告。文化財審議会委員、県文化財課に連絡し、報道各社へ資料提供を行った。
- ③ 令和4年2月15日（火）
文化財課4名と所有者・ボランティアの6名で現地を確認
- ④ その後、目撃した複数の方から、1月14日（金）早朝、山頂より煙が上がっていたとの証言を得た。民間ウェブサイトでの落雷情報を確認したところ、同日早朝に三角山山頂への落雷が記録されていた。警察、消防とも現時点では出火原因は不明としているが、当日の積雪状況等から、火災は人為的なものではなく自然災害と考えられる。

【現状】

周囲にのこる炭化材はいずれも覆屋のものとみられ、本殿は浜床の土台一部と基壇をのこして、跡形もなく焼失している。現地には電気・水道等が無いことから、消火器1基を覆屋内の目立つところに設置し、社殿前には消防条例に基づく注意喚起の看板を設置していた（基壇脇に被熱した消火器の残骸あり）。

現在はロープを張って立入を規制。氏子をはじめとする地域住民が残材を整理する予定。

指定文化財であった幕末の部材が一切確認されないことから、主要材を用いた建造物修理は不可能な状況である。また、写真や平面略図面等はあるものの、指定時に詳細な調査や記録が行われていないことから、同等復元も不可能である。

以上のことから、所有者より滅失届が提出されており、本市の文化財指定を解除する。

【今後の対応】

以前の修理で取り外され別途保存されていた本殿の彫刻2点について、美術・工芸品としての指定を検討する。焼失した本殿跡地については、国の登録記念物制度の活用も視野に、現状の文化財的価値の再評価について文化財審議会と協議する。

【所有者の意向】

同等の建造物を再建することは困難だが、規模を縮小してでも社殿を再興し、場所としての三角山の意義を後世に伝えていきたい。



社殿正面



本殿基壇



本殿残材（昭和の改修）

議案第 5 号

鳥取市指定文化財の指定解除について

下記のとおり鳥取市指定文化財の指定を解除するものとする。

令和 4 年 3 月 28 日提出

鳥取市教育委員会

教育長 尾室 高志

記

種別	名称・員数
保護文化財	三角山神社本殿

提出理由

鳥取市文化財保護条例第 5 条第 1 項の規定により、鳥取市指定文化財の指定を解除するためである。

定例教育委員会資料	
年月日	令和4年3月28日
担当課	生涯学習・スポーツ課

説明・協議事項（1）

鳥取市福祉文化会館のあり方について

本市が所管する文化施設のうち、鳥取市福祉文化会館、市民会館、文化センター・ホールは、長年にわたり、県東部地区における芸術文化の拠点としての役割を担ってきました。しかし、稼働から50年あまりが経過した今日、利用者数の減少や施設・設備の老朽化等の課題を抱えているなど文化施設を取り巻く環境も変化しています。

本市では、平成31年2月、関係課で組織する「市民会館等文化施設のあり方検討庁内会議」を設置し、現状・課題等について新市域を含む全市的な観点で改めて整理・検討を行ったうえで、市民会館を含めた文化施設等の再編の方向性を検討していますが、教育委員会が所管する鳥取市福祉文化会館の状況については次のとおりです。

鳥取市福祉文化会館

鳥取市福祉文化会館は、昭和48年に、社会教育を推進する施設を整備するため、教育福祉振興会が、自転車振興財団から補助を受けて「鳥取市教育福祉会館」を、市は「老人福祉センター」「働く婦人の家」を整備し、以降、約50年にわたり社会教育の活動拠点として活用されてきました。昭和48年の開館から49年が経過し、耐震上は不十分（Is値0.29）で設備等の老朽化への対応が喫緊の課題となっています。

1 施設の概要

所在地 鳥取市西町2丁目311番地

建築年等 昭和48年、5階建て面積1,084㎡、延べ床面積4,021㎡、駐車場29台
会議室5、鳥取市文化センターサテライトオフィス：小研修室、研修室3、
学習ルーム、調理室、託児室

入居団体：振興会事務局（1F）、鳥取市学校給食会（2F）、鳥取市史編纂室（2F）、
鳥取市土地開発公社（2F）、日本司法支援センター 法テラス

利用人数の推移

単位：人（福祉会館の利用者のみ）

H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
47,462	35,022	45,173	55,661	42,426	30,713	19,127

2 検討の経過等

（1）庁内検討会議

平成31年2月より関係課で構成する「市民会館等文化施設のあり方検討庁内会議」を設置し、将来に向けての文化施設再編の方向について内部で検討を行ってきた

した。今後は、これまで内部を中心に行ってきた検討の成果をたたき台としつつ、外部の方々などで構成する検討組織を立ち上げるなど、さらなる検討を行ったうえで、市民に対して文化施設の再編の方向性を示していく予定です。

庁内会議の検討内容

- ・文化施設を取り巻く現状・課題
- ・文化施設の再編に係る基本的な方向性、具体的な方策など

(2) 鳥取市公共施設再配置基本計画での位置づけ

この計画は、平成28年、次世代へ過度な負担を先送りせず、更新問題に対応していくため、総合的・中長期的な視点での『新しい公共施設経営』を導入していくこととし、その基本的な考え方を示す『公共施設の経営基本方針』を策定されました。

福祉文化会館に関する部分の抜粋

◆基本的な考え方

更新時の方向性	①周辺の公共施設との複合化を検討します。 ②民間活力の導入による更新を検討します。 ③単独で更新する場合、施設総量の縮減目標をふまえ、規模を検討します。
配置の考え方	・市全体で配置を検討します。 ・県有施設もふくめて検討します。 ・年間の稼働率が3年連続で前年度実績を下回った施設において、期限を区切って対策を行った上で、なお改善しない場合は統合等を検討します。
特記事項	・ホール機能については、県有施設や民間施設等の配置状況を勘案し、全市レベルで必要性と配置を再検討し、統合・整理を検討します。

◆耐震性能が低い施設について

施設名	既存建物（施設）の方向性		更新等検討時期			
	当面（更新時まで）	更新時	1	2	3	4
福祉文化会館 （市所有部分）	現状どおり活用しつつ、鳥取市教育福祉振興会と協議を行いながらあり方を検討	基本的な考え方をふまえ検討	○			

※個別の建物（施設）については、「現時点の市における基本的な方向性（考え方）」を示すもので、決定事項ではありません。

※更新等検討時期（耐用年数の到来時期）

1：2016～2024年、2：2025～2034年、3：2035～2044年、4：2045～2054